

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の
業務の実績等に関する評価の基準

平成 27 年 6 月 30 日
内閣総理大臣決定

(一部改正：平成 28 年 5 月 11 日)

「独立行政法人の評価に関する指針」(平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定。以下「評価指針」という。) I 1 (2) に基づき、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の業務の実績等に関する評価の基準(以下「本基準」という。)について、以下のとおり定める。

1 総論

(1) 評価の第一目的

「効果的かつ効率的」という独立行政法人の業務運営の理念の下、「研究開発成果の最大化」(※)という国立研究開発法人の第一目的を踏まえ、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現につながるよう、評価を行うことが重要である。

※ 「研究開発成果の最大化」とは「独立行政法人の目標の策定に関する指針」Ⅲの 1 (2) の「研究開発成果の最大化」をいう。

(2) 評価の重点

個々の「研究開発課題(事業)」については、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(以下「JAXA」という。)においても、また、重要度等に応じて国の関与の下でも、高度な専門的知見・経験等を踏まえた研究開発評価(「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成 24 年 12 月 6 日内閣総理大臣決定。)を踏まえた評価)が行われている。

このことを踏まえ、内閣総理大臣による評価においては、個別具体的な事業、取組等についてこれらの評価結果を適切に活用した上で、「法人としての研究開発成果の最大化」、「法人としての適正、効果的かつ効率的な業務運営」について重点的に評価を行う。

その場合であっても、個別具体的な事業、取組等についても適切に確認・評価することは必要である。

2 評価体制

(1) 評価を行う部署

JAXA の業務の実績の評価に当たっては、研究開発成果の最大化に関する

責任の一貫性及び評価の的確性を確保するため、宇宙開発戦略推進事務局が評価を実施する。

また、評価の客観性を担保するため、大臣官房政策評価広報課で評価結果を点検する。

(2) 宇宙政策委員会国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構分科会

宇宙政策委員会国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構分科会（以下「分科会」という。）は、内閣総理大臣が JAXA の中長期目標の策定及び評価の実施に際して重要な役割を果たすことが期待されている。

分科会は、内閣総理大臣が JAXA から提出された自己評価書等を基に、年度評価、見込評価、中長期目標期間実績評価、中長期目標期間中間評価及び中長期目標の期間の終了時の検討を行うに際して、研究開発に係る事務及び事業に関する事項について、第三者の立場から、社会的見識、科学的知見、国際的水準等に即して適切な助言を行う。その際、中長期目標・中長期計画の策定時に内閣総理大臣、JAXA 理事長とともに確認した評価軸（※）等を活用しながら、自己評価書の正当性・妥当性、理事長のマネジメントの在り方等についても確認し、JAXA の研究開発成果の最大化や、適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保に向けた運営改善につながる提言を行う。

また、JAXA の目標の策定、評価に関して密接不可分な事項（制度運用に関するものなど）についても検討するなど、JAXA の機能強化に向けて積極的に貢献する。

なお、JAXA については、各主務大臣が所管する業務に関する事項はそれぞれの研究開発に関する審議会が分担し、全体に関する事項及び共通して所管する事項については主務大臣間で協議して審議会を開催するなど、JAXA の評価に係る負担が過大なものとならないよう合理的な運用が図られることが必要である。

※ 「評価軸」とは「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）Ⅲの 5（1）⑤の評価軸をいう。

3 準用

本基準に定めのない事項については、評価指針Ⅲの記載内容に基づき評価を実施する。

この場合において、「本指針」とあるのは「本基準」と、「主務大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「国立研究開発法人」、「各国立研究開発法人」又は「当該国立研究開発法人」とあるのは「JAXA」と、「研究開発に関する審議会」とあるのは「分科会」と読み替えるものとする。ただし、Ⅲ 6（2）iii を除く。

4 追加的基準

宇宙開発戦略推進事務局において、JAXAに係る業務の特性、共管省における評価の基準の内容等を考慮の上、本基準に定めのない事項について追加的な基準を策定し、本基準と一体のものとして取り扱うこととして差し支えないものとする。